

## 栃木県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び 費用弁償に関する条例

平成 20 年 10 月 29 日  
条 例 第 7 号

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、栃木県後期高齢者医療広域連合議会の議員（以下「議員」という。）の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

### (議員報酬の額)

第 2 条 議員報酬の額は、別表第 1 のとおりとする。

2 議員が年の中途において選挙され、又は辞職し、除名され、退職し、失職し、若しくは死亡した場合の議員報酬の額は、その在職月数を基礎として月割りにより計算した額とする。

### (議員報酬の支給)

第 3 条 議員報酬は、広域連合長が定める日に支給する。

2 辞職し、除名され、退職し、又は失職した者が、当該辞職し、除名され、退職し、又は失職した月において再び同一の職に選挙された場合には、前条第 2 項の規定にかかわらず、議員報酬を重複して支給しない。

### (費用弁償)

第 4 条 議員が、公務のため旅行したときは、別表第 2 に定めるところにより、費用弁償として旅費を支給する。この場合において、栃木県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成 19 年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第 16 号）第 14 条第 2 項に規定する旅行における日当の額は、同項の規定を準用し、計算して得られた額（支給しない場合を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、議員が議会の招集に応じたときは、出席した日 1 日につき 3,300 円を費用弁償として支給する。

### (委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(栃木県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 栃木県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第14号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表第1（第2条関係）

職名	区分	議員報酬額
議長	年額	30,000円
副議長	年額	25,000円
議員	年額	20,000円

別表第2（第4条関係）

鉄道賃、船賃	車賃 (1キロメートル)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)
運賃の等級を区分する線路又は船賃による旅行の場合には最上級の運賃及び当該乗車又は乗船に要する料金	37円	3,300円	16,500円	3,300円